

教 育 委 員 会 3 月 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 令和5年3月23日(木)午後16時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員

教 育 長	入 野 浩 美
職務代理者	鈴 木 敏 之
委 員	福 島 幸 子
委 員	高 橋 信 子
委 員	石 川 一 幸

4. 委員以外の出席者

教 育 部 長	望 月 亮 一	参 事	中 島 健 一 郎
教育総務課	塚 本 富 美 代	学 務 課	塚 本 耕 司
生涯学習課	佐 賀 憲 一	文化振興課	中 澤 達 也
スポーツ振興課	寺 崎 敏 彦	指 導 課	田 上 秀 之
学校給食センター	小 池 政 幸	図 書 館	武 藤 知 子
博 物 館	木 塚 久 仁 子	上 高 津 貝 塚	比 毛 君 男

5. 議 題

(1) 議 案

- | | | |
|----------|--|-----------|
| 議案第 38 号 | 令和6年度土浦市教育行政方針（案）について | （教育総務課） |
| 議案第 39 号 | 令和6年度土浦市学校教育指導方針（案）について | （指導課） |
| 議案第 40 号 | 土浦市立公民館条例施行規則の一部改正について | （生涯学習課） |
| 議案第 41 号 | 土浦市社会教育指導員設置規則の一部改正について | （生涯学習課） |
| 議案第 42 号 | 土浦市図書館条例施行規則の一部改正について | （図書館） |
| 議案第 43 号 | 土浦市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する
規程の制定について | （指導課） |
| 議案第 44 号 | 学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱について | （学務課） |
| 議案第 45 号 | 土浦市青少年相談員の委嘱について | （生涯学習課） |
| 議案第 46 号 | 土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について | （生涯学習課） |
| 議案第 47 号 | 土浦市スポーツ推進委員の退任及び補欠による委嘱について | （スポーツ振興課） |

(2) 協 議

- ① 令和6年第1回土浦市議会定例会一般質問について （学務課・図書館・指導課）
- ② 令和6年4月1日付教育委員会の人事異動について （教育総務課）
- ③ （仮称）土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託に係る公募型
プロポーザルの実施結果について （教育総務課）
- ④ 土浦市スポーツ大会出場報奨金交付要綱の制定について （スポーツ振興課）

(3) その他

- ① 社会教育施設の再編・再配置について （生涯学習課）

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 定刻になりましたので、ただいまより、令和6年3月の教育委員会定例会を開催いたします。

開催にあたりましては委員の出席定数を満たしておりますので、本市の会議は成立するということで進行させていただきたいと思います。

本日の会議、議事のうち、非公開とさせていただきたい案件はございませんので、資料のとおり進めさせていただきます。

それでは次第の2番になりますが、教育長報告事項について、教育総務課から願います。

教育総務課
教 育 長

————— 2月15日以降の行事について報告 —————

報告事項については、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議案に入りたいと思います。

次第3番、議案の第38号、令和6年度土浦教育行政方針について教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課

資料は、資料②-2をお願いいたします。

令和6年度土浦市教育行政方針についてでございますが、先月の定例会において、協議事項として素案を提出し、定例会後に教育委員の皆様からご意見やご質問をいただいております。

その内容を一覧にしたものがこちらの資料となっております。

これは一覧表の見方でございますが、左側にページ数や施策、事業名を記載しており、中央の欄にはいただいた意見や質問を記載してございます。そして右側にあります、一番右の欄にその回答を記載してございます。

まず1ページの一番上、ナンバー1をご覧ください。

こちらは、高橋委員より、全体として目標値が現状追認のイメージがあります。目標は低ければ課題解決や対策にも力がかけられなくなるように感じました。とのご意見をいただきましたので、全施策、全事業について各課にて指標や目標値の見直しを行い、再設定を行ったものについては、後程ご覧いただく資料②の3にて朱書きで表示をしてございます。

なお、令和5年度の現状値につきましては、令和5年12月末時点の数値を記載しておりましたが、今回の案では、令和6年2月末の実績に修正してございます。

それではいただいたご意見とその回答についてご紹介をさせていただきますので、サイドブックスの方一度戻っていただきまして資料の②-3をお願いいたします。よろしいでしょうか。

資料②-3にて、皆様からいただいた意見とその回答についてご紹介をさせていただきます。なお、時間の関係上、2つを抜粋してご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目となります。

資料めくっていただきますと下にページ数がございますので、9ページをお願いいたします。

9ページから12ページの施策に確かな学力を育む教育の推進、及び施策3、豊かな心を育む教育の推進の各施策と事業について、高橋委員から目標値が低いと思う。平均レベルを目標としていては平均に届かなくなるのではないかというご意見をいただきました。

素案作成時には、実施可能な対策を講じて達成できると想定される目標値を設定することが望ましいと考えて、指標を設定して参りましたが、今回のご意見を踏まえまして、再度検討した結果、全国平均を50としたスコア基準に対し、すべての項目で市内平均スコアを3ヵ年で全国平均以上の目標とすることとし一部上方修正をしております。

修正箇所につきましては朱書きにて記載してございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

25ページの上段、学校における働き方改革の推進でございます。

こちらにつきまして福島委員から、主な事業内容の「留守番電話機の導入」と「学校教職員の公会計化」の記載は必要かというご意見をいただきました。ご指摘がございまして、留守番電話機の導入と学校給食費の公会計化につきましては、すでに導入が完了していることから、内容を「勤務管理の徹底（留守番電話の活用、定時退勤日の設定と徹底）」と「学校行事の精選と見直し」を新たに事業内容に修正をいたして訂正させていただきます。

今回2つの例を説明させていただきましたが、後ほど資料②-2に記載のとおり、他の事業についても、皆様からいただいたご意見とご質問を基に修正をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本方針について、本日の定例会にてご承認いただきましたら、4月に土浦市ホームページにて公開の上、目標値の達成に向けて、各施策や事業を推進して参ります。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご質問ご意見等ございますか。

はい。

高橋委員、どうぞ。

前はですね、目標値の数字とかをしっかりと見てくださいますと申し上げたんですが、例えば27ページ。そこで健全な環境づくりの推進ということで、今回初めてこの少年非行人数（刑法犯）っていうのが入って、現状値で何人とあって、目標値で人数が入っていました。

例えばですけども、交通事故とか火災とか目標はゼロにしましょうと、あくまで目標だから。それを、少しずつ減らしましょうっていうのは、その感覚はおかしいと思うんですね。

結果的にゼロじゃないってのは仕方ないけど、最初から非行少年6人ぐらいはしょうがないよねというのは、違うんじゃないかなと思います。

何のためにこの施策をやるのか、あるいは何のためにこの数値目標値を設定するのかっていうことを、もう一度やっぱり根本的に考えて入れていただきたいなと思います。

実際問題として、この刑法犯ってその何人か今年、刑法犯なっちゃった人って、例えばどういう罪状で、刑法犯になってるんですかね。

もう一つ教育の数値目標でね、全国平均50%よりも上げようということで、50%51%52%と、なんか余りにもこの事務的というかですね、そういう目標になってませんか。例えば、算数をもうちよっと力を入れるんだとか、ここのこういう部分を上げたいとかですね、土浦市としてはここに力を入れて、こういう子どもを育てたいんだっていうような、なんかそういうような目標値にできると、いいなと思いました。

質問としては一つです。

刑法犯って、どういう子どもが刑法犯で捕まってるのかというのは知りたいので、それだけ教えてください。あとは、感想です。

生涯学習課長。

ただいまの少年の非行に関する問題で、ご質問をいただきました。

ご指摘いただいたとおり、窃盗等の犯罪がやはり多いような状況でございます。

今までも青少年相談員の皆さんが、地域の子どもの見守りというようなことも含めて見回りずっとやっていただいております。警察の方とも協力をしやっていると、そうなんですけれども、そういった形だけでなく、夜間に営業しているお店の方にもご協力をいただいて、青少年の見守りの活動を、現在も続けているところであります。

そういった犯罪が今後起こらないように、みんなで協力して、やはりやっていくべきだと考えておまして、目標の方も一応数字の方もゼロに減らすような形で入れ

教 育 長
高 橋 委 員
教 育 長
高 橋 委 員

教 育 長
生涯学習課

させていただいたんですけれども、今回ご指摘のとおり、やはりゼロを目指そうというようなことで、指標の方も改めさせていただいたところでございます。
よろしく願いいたします。

高橋委員

同じ刑法犯でも、個人的に万引きをしたというのと、今どきの組織犯罪に巻き込まれてというのもあるので、対策は全然違ってきますよね。
大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

生涯学習課
教 育 長

はい。
そのほか、ご質問ありますか。
それでは、無いようですから議案第 38 号を原案のとおり可決することで、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。
それでは議案第 38 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第 39 号土浦市学校教育指導方針（案）について、指導課から説明をお願いします。

指 導 課

はい、指導課でございます。
議案の 39 号令和 6 年度土浦市教育指導方針の案についての改正でございますけれども、前回 2 月の定例会におきまして、令和 6 年度の学校教育指導方針の原案を申し上げさせていただきました。
そのあと、教育委員の皆様からご意見を頂戴しまして、ご意見をいただいたことについて、指導課内で再度協議を持ちまして、各担当に、内容等の確認を行った上で、紙面のリニューアルを行ったものが、今回資料③に掲載させていただいております。
委員の皆様方からいただきました、体裁上の問題であるとか、さらには対応の文言であるとか、あとは県の提案を受けている部分をはっきり示すであるとか、そういったところについて、手を入れさせていただきましたので、ご覧になっていただいた上で、できましたらば、この資料をもちまして、4 月の学校教育指導方針の説明の際に、各学校の校長の方にお示しをしていきたいと考えているところでございます。

教 育 長

以上でございます。
はい。
この件につきまして、ご意見やご質問はございますか。
よろしいでしょうか。
それでは、議案第 39 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。
それでは、議案第 39 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第 40 号になります。土浦市立公民館条例施行規則の一部改正について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課

資料は④の 1 ページをお願いいたします。
議案第 40 号土浦市公民館条例施行規則の一部改正についてでございます。
今回の改正は、公民館利用者の利便性の向上、並びに書式を定めることを目的に改正をするものでございます。
大きな 2 番、改正の理由で、（１）から（９）まででございますが、大きく変更となる部分は 2 点でございます。
まず、（２）休日の施設の利用についてです。公民館は基本的に月曜日が休館日ですが、月曜日の利用希望があることから、現在は暫定的に開放したいという決裁をとりまして、ご利用いただいているような状況です。
今後も休館日の利用が見込まれることから、規則で、休館日の施設の利用を追加するものでございます。

続きまして、(3) 利用申請の期限の緩和についてです。

公民館は、電話やインターネット等で予約をした後、利用日の3日前までに申請書を提出し、利用前までに使用料を納めていただくということになっております。ほとんどの方が、申請書提出と、使用料も同時に支払っていただくこととなっておりますが、コロナの緊急事態宣言で施設の貸し出しを停止しなければならなかった際に、使用料の返還や、再開した時の利用申請等の問題が発生したことから、コロナの期間中は3日前までの申請期限を暫定的に利用日までに緩和してきた経緯がございます。

今後の対応としましては、原則はそのままに、利用に支障のない範囲で、申請日を緩和することや、曜日等を変更できるようにする変更申請を追加するものでございます。

(4) から (8) は、申請や、通知のための書式等を定めるものでございます。なお、詳細については、資料4-②や4-③の規則案をご参照いただければと思います。

施行日につきましては、令和6年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

はい。

ただいまの件につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いしたい。

高橋先生、どうぞ。

高 橋 委 員

公民館を利用するときに、利用前に1度行かなくてはならないような手続きになっているんですか。

教 育 長

生涯学習課長

生涯学習課

申請書を提出していただくのに、事前に来ていただいて申請をいただいているという状況です。

ある程度まとめて何日分って複数申請を出していただくことが多いんですけども、月に1回限りしか使わないような方もいらっしゃいますんで、そういった方には事前に来ていただく手間がどうしても発生する形になっておりますので、そういった手続きのやり方を緩和するような形での変更となっております。

高 橋 委 員

つまり事前に、絶対的に行かなくてはならないということですか。

生涯学習課

現在のところ、申請書の提出で来ていただかなければならないということがありますので、そういった部分を、今回は当日の受け付けでもできるような形に変更したいというものです。

高 橋 委 員

わかりました。

教 育 長

ほかにご質問ございますか。

それでは、議案第40号は原案とおりの可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第40号は原案のとりの可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第41号土浦市社会教育指導員設置規則の一部改正について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課

続きまして、資料の5-①をお願いいたします。

こちらの2ページをお願いいたします。

議案41号、土浦市社会教育指導員設置規則の一部改正についてでございます。

社会教育指導員につきましては、各地区公民館に1人ずつ配置しておりまして、社会教育の振興と充実を図っているものでございます。

昨年12月に開催された第4回市議会定例会において、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例が改正され、勤勉手当が支給されることになったことから、社会教育指導員についても、規則の改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、資料の5-②や③の規則案をご覧くださいと思います。

施行日が令和6年1月1日でございます。

説明は、以上となります。

教 育 長 はい。この件につきまして、ご質問ご意見等はございますか。
よろしいでしょうか。

それでは、議案第41号は原案のとおり可決することに御異議はありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第42号土浦市図書館条例施行規則の一部改正について、図書館から説明をお願いします。

図 書 館 資料⑥－1の2ページ目をお願いいたします。
議案第42号、土浦市図書館条例施行規則の一部改正についてご説明致します。
改正の趣旨といたしましては、令和6年度の機構改革により係名が変更されることに伴い、土浦市図書館条例施行規則の一部を改正するもので、改正の内容につきましては、奉仕係を利用サービス係に改めるほか、文言の修正等を行いました。
詳細につきましては、別添の規則案、資料⑥－2及び新旧対照表、資料⑥－3を参照願います。

施行日は令和6年4月1日でございます。

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご質問ご意見はございますか。
それでは、議案第42号は原案のとおり可決することに御異議はありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
続きまして、議案第43号土浦市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の執行に関する規程の制定について、中島参事から説明をお願いします。

参 事 土浦市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する規程の制定についてご説明いたします。

学校事務職員の職務につきましては、その職務の内容及、その取り組み方法等について、一体どういうものが標準的なものなのか、ということが明確に定まってないために、その職務の守備範囲が際限なく広がってしまったり、あるいは逆に、個人的な判断で、その職務が狭まったりしています。

こういったものは全国的に課題となっており、国の方で標準的な職務というものを例示し、それを踏まえて、各自治体の方で検討して、各市教委において職務について定めるといような指導を受けておるところです。

資料の⑦－2の方に、表が二つあるんですけども。

表1の方につきましては、原則として、学校事務職員が標準的に取り組むもの。もう一つの表2の方に関しましては、ほかの先生とかほかの教職員と連携をしながら、積極的に学校事務職員が取り組むこと、ということで分けて、示しております。

国の例示を受けまして、土浦市の学校事務職員の実態を踏まえ、このような規程案を策定いたしました。

学校事務職員の経験や、またそのスキルというものは、実際にはかなり差があるものですから、学校長が校務分掌を適切に割り振ることなど、それぞれの学校事務職員の事務負担過重とならないように配慮しながら運用していく予定となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。
石 川 委 員 教えていただきたいんですが、勉強不足で大変申し訳ないんですけど、事務職員の方は、基本学校に1人ずつ配置されているんですか。

参 事 一定規模を超えない限りは、原則として1名となっております。

ほんの一部の大規模校においては、複数配置になっている学校もあり、土浦市内においては、次年度は3校が複数配置の予定となっております。

石川委員 参事 その方は教員ではなくて、教員免許持ってなくて事務専用の方ってことですか。

参事 はい。

石川委員 参事 そのとおりでございます。

石川委員 教育長 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

高橋委員 高橋委員。

高橋委員 一つは、今まではこの表にあるように、職務が明確になってなかったのですか。

参事 もう一つは、標準的な職務の内容っていうのと、積極的に参画する職務の内容の違いは、どこにあるんですか。

参事 まず標準的な職務の内容については、今まで明確な形で示されておりました。

参事 そういったこともあり、先ほど申し上げたように、本来であればその学校事務職員が取り組むことではない、例えば子どもへの直接の対応っていう部分であったり、そういった部分が求められて、事務職員がちょっと困るというような場面っていうのがあったことも事実です。

参事 こういったことを明確にするために、このような規程を定めております。

参事 また、標準的な職務の内容と、積極的に取り組むべき内容、これは両方とも事務職員が取り組むべき内容に変わりはないけれども、特に、積極的に取り組む内容というものは、事務職員が1人で取り組むのではなく、ほかの職員、学校の先生方と協力したり、管理職と協力をしながら取り組むべき内容ということで分けております。

高橋委員 高橋委員

参事 標準的なっていうのはマストの仕事で、例えば積極的に参画するっていうのは、よりこれもできたらいいよねっていうようなことなのか、もしくは逆なのか、ちょっとそこを教えていただきたいです。

参事 標準的な職務の内容は、原則的にはもちろんマストではあります。

参事 ただ、学校事務職員の経験値やスキルによっては、マストではあるけれども実際にはほかの先生方の手を借りなければならないようなものもあるっていうところが事実でして、そこは学校長が、事務職員の実際の力量を見定めながら、この仕事をお願いするというような形で定めていいというふうになっています。

高橋委員 表2の方に関しては、基本的にはほかの職員と協調しなければ、この業務そのものがきちんと成り立たないというような内容でありますので、協力をしながら取り組んでいくというような内容になっています。

高橋委員 現場で困っているんで、それに対して国の指針が出て、各市町村が地域の実情に合わせてカスタマイズしたと理解しています。何か問題があったから、こういうことになったんですか。

参事 事務職員は一人職というところもあり、ほかに例えばその学校の先生であると、自分のモデルとなる先生がいて、大体こんなことやっていけばいいのかな、ということがイメージできる。

参事 ところが事務職員や保健の先生なんかの場合は、1人っていうこともありモデルとなるケースがないものですから、場合によっては、管理職の指示によってその職務の範囲が広がってしまう、それが本当に標準的なものなのかどうかっていうのが自身で判断がつきにくいという部分があります。

参事 そういったこともあって、事務の先生方が会った時にそういう違和感を感じないように、標準的な職務の内容というものを定めて、その範囲の中で学校長が指導して職務を割り振っていくというために決めました。

参事 全国的に同じような事例があり、こういった標準的な職務表を作る気運に繋がってきたのではないかというふうに考えております。

高橋委員 ちなみに、土浦市の小中学校の事務職員は、数年単位ぐらいいしか勤務してない人が次々と学校を変わっていくのか、それともある程度、1回勤めたら長い期間働いてい
らっしゃるものなのか。

参 事 それと、身分的には事務職員さんは、市の職員なんですか。

高橋委員 学校の先生と同じように、県職員の身分があり、県から派遣してくる職員となっ
教 育 長 ています。転勤に関しましては、学校の教員とほぼ同じような形で、概ね6年程度を
一つの区切りにしまして、計画異動の対象となっています。10年を超えるような長
期在籍者については、積極的にほか市町村への異動を考えて計画的に動かしており
ます。

高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

教 育 長 そのほか、よろしいでしょうか。

教 育 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは議案第43号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 長 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。議案第43号は原案のとおり可決することに決しました。
続きまして、議案第44号学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱につ
いて、学務課から説明をお願いします。

学 務 課 はい。学務課でございます。

資料⑧の2ページをお願いいたします。

議案第44号学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱について、ご説明を
いたします。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師につきましては、土浦市立学校管理規則第18条に
より、産業医につきましては、土浦市立学校教職員衛生管理方第10条により委嘱を
するものです。

委嘱の期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31まででございま
す。

委嘱者につきましては、3ページの表に記載のとおりとなっております。

なお、氏名の前に※印のついた方が、今回新任委嘱者で、それ以外は再任となっ
ております。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

教 育 長 よろしいでしょうか。

教 育 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第44号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 長 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは議案第44号を原案のとおり可決することに決しま
した。

続きまして議案第45号、土浦市青少年相談員の委嘱について、生涯学習課から説明
をお願いします。

生涯学習課 はい。

資料⑨をお願いいたします。⑨の2ページ3ページをご覧ください。

議案第45号土浦市青少年相談員の委嘱についてでございます。

土浦市青少年相談員につきましては、青少年の健全育成のため、様々な活動をして
いただいているところでございます。

本年3月31日をもって任期満了となりますことから、土浦市青少年相談員設置規則
第2条の規定に基づきまして、委嘱をするものでございます。

表の中の名前の頭に※印のある方が新規で委嘱を方になります。

委嘱期間は2年間とするものです。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいまの件について、ご質問や御意見はございますか。

高橋委員。表の中で氏名が入っていない、小学校教員と書いてあるのは小学校の先生が1人、どなたかが入るっていう意味合いなんではないでしょうか。

生涯課長。

はい。

こちらは、地区ごとに小学校中学校、それから高校の名前も入っているかと思いません。

これは、その学校の先生が入っていただくというようなことで、また4月1日の人事の関係で、まだ確定しておりませんことから、学校名で載せさせていただいております。

よろしいですか。

はい。

そのほか、ご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第45号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは議案第45号を原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第46号土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課 生涯学習課です。

資料は⑩をお願いいたします。資料⑩の2ページでございます。

こちら藤沢集会所につきましては、部落差別の解消のための施設でございまして、こちらの運営につきましては、本年3月31日をもって任期満了となりますことから、こちら集会所条例第11条の規定に基づきまして、委嘱をするものでございます。

表の中の上2人が再任される方で、氏名の頭に※印のある4名の方が、新たに委員となる皆さんでございます。

任期につきましては2年間、令和8年の3月末となります。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの件について、ご質問や御意見はございますか。

高橋委員。

高橋委員 はい。

一人ぐらい女性の方を委員に入れた方がいいんじゃないですか。

教育長 佐賀課長。

生涯学習課 現在のところ、委員をやっていただける方というと、地区長さんなんかも入っておられるので、やはり地区長なんかも、女性の方がなられる方が非常に少ないような状況でございます。

今のところ、委員をお願いしてるのが、男性というようなことになっているんですけれども、今後は、女性の方にも参画していただけるように、できる限り探していきたいと思っております。

高橋委員 私、男女共同参画の方の委員をやってまして、色んな委員に女性が全然入っていないっていうような委員のご意見があって、どうしても事業所や会社から委員を出すかと充て職で、その役職が男の人だっていうようなご意見がありました。

だから、その時にその会社からは女性の方を出してください、というように言ってますかって聞いたら、言ってませんと。

そうすると男性が来るようになってしまうので、大変かもしれませんが、どこか変えていかなくてはいけないので。

1人だけで厳しいなら、女性の方お二人入っていただくように働きかけをしないと、従来どおりになってしまうと思います。今回は仕方ないかもしれませんが、ぜひ改善をしていただきたいなと思います。

確か、女性委員の割合を理想半々、最低でも 30%とか 40%にしましょうという目標があったと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

教 育 長
生涯学習課

佐賀課長。
はい。

今後も女性にできる限り参画していただけるように、人選の方に関しては、探して参加していただけるようにしていきたいと思います。

高 橋 委 員

やることも変えたらいいと思います。

本来、運営委員会でやるべきことは、男女を問うようなことではないはずなので、もっと新しいこと、女性の方も参加できるような内容にしていく工夫をしないと、開催の日時とかですね、いろいろ参加しやすいような枠組みっていうのを見ていただければ有難いと思います。よろしくお願いします。

生涯学習課

そのほか、ご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第 46 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは議案第 46 号を原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 47 号土浦市スポーツ推進委員の退任及び補欠による委嘱について、スポーツ振興課から説明をお願いします。

寺崎所長。

スポーツ振興課

はい。

スポーツ振興課でございます。

資料の⑪の 2 ページをお願いします。

土浦市スポーツ推進委員の退任及び補欠による委嘱についてでございます。

新スポーツ推進委員については、昨年 3 月の定例会議で、全 72 名の委員の委嘱についてご承認をいただいているところですが、資料の上の表に記載のある 1 名の委員が自己都合により退任となり、資料の下の方の表に記載がある 1 名を、スポーツ基本法及び市規則に基づき新たなスポーツ推進委員として委嘱するものでございます。

委嘱期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までです。

説明は以上です。

教 育 長

ただいまの件につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第 47 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。それでは議案第 47 号を原案のとおり可決することに決しました。

続きまして報告事項に入ります。

報告事項の 1 番、第 1 回土浦市議会定例会一般質問について、今回は 4 名の議員から 4 件の質問がございました。

説明の仕方として、担当課ごとに答弁の概要についてご説明をいたします。

ではまず竹内議員の件ですね。

図書館武藤館長をお願いします。

図 書 館

はい。

図書館でございます。

それでは資料⑫をお願いします。

令和 6 年度第 1 回土浦市議会定例会一般質問についてでございます。

資料の 3 ページをお願いいたします。

政新会の会派代表質問といたしまして、竹内裕議員より、1 番、土浦市の図書行政について、(1) 市立図書館の現状、(2) 学校図書館の図書購入、(3) 公民館図書館の新設の 3 つの質問がございました。

質問の要旨につきましては、(1) 市立図書館の現状では、1 点目として図書館の貸出冊数の人口別の全国ランキング、2 点目として、図書館・市民ギャラリー連携事業の実績と今後の予定、3 点目として文部科学省からの拉致問題の図書に関する事務連絡に関する図書館の対応についてでございます。

学 務 課 長
教 育 長
学 務 課

はい、教育長。

塚本課長。

学務課でございます。

続きましては、(2) の学校図書館の図書購入についてのご質問でございます。

質問の要旨としましては3つございまして、①として、文部科学省より学校図書館の図書購入費として地方交付税交付金が市町村に配分されており、決算額が全体の6割弱となっている。土浦市のことについてどのように考えているのか。②としまして、令和5年度令和6年度の学校図書館の小中学校の予算について、③としまして、廃校となった小学校の学校図書館の図書について、どのように対応したのかというものでございます。

図 書 館

(3) 公民館図書館の新設につきましては、六中地区公民館への分館設置についてでございます。

答弁の方向性としましては、記載のとおりとなっております、市長より答弁を行いました。

続きまして、答弁の概要でございます。

(1) の市立図書館の現状の1点目でございますが、図書館年間2023年の人口別全国ランキングでは、人口10万人以上15万人未満の図書館103市区のうち、当図書館の貸出冊数は71万6000点で、37位、県内では1位となっております。なお、平成29年11月に駅前図書館が開館してから、これまで延べ268万人の方にご利用いただき、年間来館者数においても、県内トップクスとなっております。

また、駅前にあるという立地条件を生かした滞在型図書館として、市内問わず、多くの皆様にご利用いただいております。

次に、2点目の市民ギャラリー連携事業の実績と今後の予定につきましては、図書館と市民ギャラリーの連携事業が平成30年度、令和2年度、令和4年度のいずれも3月下旬からゴールデンウィークにかけて開催し、多くの方にご来場いただいております。

来年度も多くの来場者が見込まれる春休みからゴールデンウィークに作家講演会やワークショップなどを開催して参ります。

次に、3点目の文部科学省からの拉致問題に関する図書等の充実に係る協力についての事務連絡への対応につきましては、事務連絡にかかわらず、図書館では、これまでも広く人権に関する資料をはじめ、社会的関心の高い問題などに関する資料について収集し提供に努めているところでございます、と答弁しております。

学 務 課

続きまして学務課でございます。

(2) の答弁でございますが、学校図書館の購入経費にかかる交付税措置の令和4年度の状況は、交付税基準額に対する決算額の割合が小学校で約59%、中学校で約92%ですが、学校図書標準数に対する蔵書数の合計の割合は、小学校117%、中学校113%の状況であり、小中学校ともに、蔵書数の合計の割合は国の標準を上回っております。

次に、令和5年度と令和6年度の学校図書館の小・中学校予算は、令和5年度は小学校で728万2000円、中学校で708万6000円、令和6年度は、小学校で718万6000円、中学校で711万2000円です。

児童生徒1人当たりの図書購入費は、令和6年度は令和5年度を超えており、今後もお一層、子どもたちの学習活動や読書活動の充実を図り、引き続き必要な学校図書の整備を進めて参ります。

最後に、廃校となった小学校の学校とその図書館の図書は、学校長と学校司書が協議の上、歴史などの方を中心に選書し、統合校で大切に使用しております。

また、統合校以外の学校から要望があった図書は、学校図書としての機能充実を図っていると、というような答弁をいたしました。

図 書 館 続きまして、(3)の公民館図書館の新設についてでございますが、6中地区公民館への運搬設置については、現在非常に多くの団体の皆様にご利用いただいている会議室の転用は難しい状況であり、現在策定中の土浦市公共施設等再編・再配置計画において、建物総量の適正化を図っていく状況にございますので、ご理解いただきたいという答弁を行いました。

答弁の内容につきましては、資料⑫の5ページから12ページに掲載してございます。

説明は以上になります。

教 育 長 ただいまの件でご意見やご質問ありましたら、お願いします。

高 橋 委 員 高橋委員。

竹内議員のご質問では、本棚蔵書数とか、予算の執行状況とか、そういうこと聞かれてるかと思うんですけど、教育委員会としては、それをどう活用しているかというのがとても大事だと思います。

単にたくさん本買いましたではなくて、それがどのぐらい利活用されているのかっていうところを、きちんと目標にして、施策を作っていただければと思います。新たに買わなくても、十分に活用されていけばいい話なので、そこは堂々とやっていただければと思います。

教 育 長 学務課長。

学 務 課 はい。

貴重なご意見ありがとうございます。

学校の蔵書ですね、当然教育委員会としましては学校から要望があった分、極力予算を確保しまして、対応しているところでございます。

ただそう言いましても、時代時代で、やはり子どもさんの要求している図書も変わってきますので、そちらの古いものは一定数は入れ替えをしていかなければならないと思いますので、その辺の内容を見ながら、引き続き整備を進めていきたいと思っています。

教 育 長 では、続きまして、菅井議員のご質問を指導課からお願いします。

指 導 課 はい。

資料の⑫の18ページをお願いいたします。

菅井歩美議員の一般質問でございます。

質問の2番、市内の小中学校の不登校児童・生徒の現状と対策について、ということで、(1)、(2)、(3)、3つのご質問をいただきました。それぞれの項目について、答弁の方向性について説明させていただきます。質問の要旨背景についてはお読みいただければと思います、(1)、(2)の小学校児童、中学校生徒の不登校の現状を学年別という質問につきましては、市内学校の令和6年1月の学年別不登校児童数及び出現率をお示しし、不登校児童の主な不登校の要因を御紹介いたしました。

その中で、文部科学省の不登校に関する調査結果を用いまして、そちらでは、増加する不登校児童生徒数の背景として、保護者の学校に対する意識の変化、長期化するコロナ禍による生活環境の変化、生活リズムが乱れやすくなるなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなどの国の分析を背景として、お示しをさせていただきました。

また、それを受けて教育委員会としては、引き続き学校において、子どもたちの心の声に対応するよう、SOSの早期発見に努め、組織的な対応を行い、外部の関係機関などにもつなげて対処していけるよう、指導助言を続けていきたいと答弁をいたしました。

(3)の個別のケース、ここでは菅井議員の方からは、学校には登校できるが教室に入れないケースのお子さん、民間のフリースクールに通学をしているお子さんの

ケース、全く家から出られないお子さんのケース、この3つについて、それぞれ市ではどのような対応をしているのか、という質問をいただきました。

初めに、学校には登校できるが教室に入れない児童生徒は、現在102名。個々のベースに寄り添った対応を行っていることを紹介いたしました。また、校内フリースクールの設置状況として、令和6年度には、市内すべての中学校義務教育学校に、校内フリースクールを開設し、校内フリースクール等支援事業として、適応指導教室ポプラ広場の相談員などが、学校の教職員と連携しながら、個別の子どもたちの学習状況の確認、支援ニーズに応じた支援を行っていることを説明いたしました。

次に、民間フリースクールに通学をしているお子さんは、市内で合計16名おります。

その子どもたち、民間のフリースクールに通っていますけれども、市の教育委員会としましては、ガイドラインを策定し、各学校が民間フリースクールと連携協力し合いながら、民間のフリースクールに通っていらっしゃるお子さんの支援にあたっている状況を説明いたしました。

最後に、全く家から出られない児童生徒は、合計で12名ほど現在おります。

その子ども達に対しての学校の対応は、ベースになるのは家庭訪問でございますけれども、それ以外にも様々な学校以外の部署と連携協力を行いながら、例を示しながら、改善に向けて取り組んでいることを説明いたしました。

不登校を含む児童生徒を取り巻く環境が、社会の変化に伴い多様化複雑化しております。泣き言を言うわけではないんですけれども、学校教育だけでは対応できない事業も大変多くなっておりますので、学校以外の関係機関と専門的知見を有する関係者との協働的な連携は必要不可欠であるということも答弁をさせていただきました。

この答弁の作成にあたりまして、教育委員の皆様方からご意見を頂戴いたしました。

そのご意見もしっかりと答弁の方に、盛り込んでいきたいということで、今回お示しをさしていただいている⑫の18ページの要旨の内容と委員の皆様方に見ていただいた要旨の内容とは変わっております。当然、答弁書の方も変えております。直前まで練り直しを行いました。

その上で、まず、答弁の方向性にある、学習に困難を感じて不安感を感じる児童が増加することや、中1ギャップの影響、思春期云々が主な原因であると、当初、答弁書にはそのような形で一般的に載せさせていただいたところがございました。石川委員から、理由は個々様々にあるのが現状であるという意見をいただきまして、石川委員のおっしゃることはごもっともでございまして、それを受けまして、私たちとしましては、より客観性のある令和4年度の国の分析資料、こちらの方を引用させていただいて、土浦市の個別のケースで見ればまた違う部分がございますけれども、国全体として課題意識を持って取り組んでいるのが、この不登校対策でございますので、国のそういった分析結果を、一般的な客観的な資料として引用させていただいて答弁のほうをいたしました。

また、鈴木委員の方から、学校での支援の結果、通学復帰できるようになったケースの提示があると良いかもしれませんというご意見を頂戴いたしました。

こちらにつきましても、実際に校内フリースクールに通うことで、自分の教室の方に復帰することができたお子さんが24名おりましたので、その数字の方を答弁書の中に盛り込ませていただいて、当日答弁の方をさせていただいたところでございます。

また、高橋委員の方からは、我々の方でお示しをしました、この質問の要旨または答弁、最初の段階のものだったと思うのですが、答弁の方向性がよく理解をしていただけなかったということで、現状の分析の問題、課題に対する危機意識の問題、対策の不明瞭さというふうなご指摘をいただいたところにつきましては、確かに少し内容がふわっとしている部分があった可能性がありましたので、その部分につい

てもう一度中身を精査をし、具体的な例示、例えば、危機感を持って我々が取り組んでいますよということが伝わるようにするために、答弁書の後半で、実際の具体例として、学校から教育委員会からこども包括支援課につないだ、ひとり親家庭の父子、ともに引きこもりであったお子さんの事例を挙げさせていただきました。このケースの場合、社会福祉協議会のソーシャルワーカーにつなぐことで、病弱だった父親が医療のサポートを受けられるようになり、さらにはホームヘルパーをこの父子家庭に派遣をしていただいて、家事の支援なども行っていただいた結果、生活環境が改善され、引きこもりであったお子さんが登校するに至ったという事例が土浦でございましたので、こういった学校だけではない、総がかりで取り組んでいるという事例を挙げさせていただいて、危機感を持って取り組んでいることをお示しできればということで、答弁の方をさせていただいたところでございます。

実際の答弁につきましては、19 ページから載せさせていただきました。

言い訳をするわけではないんですけれども、今年度、令和5年度の議会において、この不登校問題についてのご質問は4回目になります。毎回似たような重なってしまう部分の答弁がございましたので、なるべく前回前々回で触れているところではない内容を触れるような形で、答弁書の方を作っていたのですが、その結果、ちょっと何を言ってるかわからないふわっとしたような雰囲気になってしまった部分、ややもするとあったかもしれないんですけれども、繰り返し繰り返し必要な部分については、ご理解いただけるような形で、答弁を作らせていただきましたので、こういった形で現在も、不登校対策進めているところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上が、菅井議員のご質問への答弁の内容でございます。

教 育 長

はい。

高橋委員。

高 橋 委 員

具体例にあった、資料⑫の26 ページ、ひとり親家庭で父子ともに引きこもり状況にあった家庭に対してソーシャルワーカーに繋いだという子は、ヤングケアラーだったのかと思いました。確か、今日か昨日の朝日新聞にヤングケアラーの記事が載っていて、その中で、ヤングケアラーは学校で発見できるっていうのが書いてありました。学校現場では、この子ご家族のケアをしていて、学習面で困難を抱えているとか、あるいは生活面とか、あるいは登校に問題があるとかっていうことを判断しやすい場として、学校が出てました。発見してどこかに繋ぐ、その役割は学校でやって、繋いだ後は福祉とか、そういうところが対応していけばいいと思います。この間、Zoom で不登校問題の研修会があったときに、文科省の方に質問する機会があって、文科省としては、不登校問題の原因がどこにあると思ってるんですかって質問したんですよ。そうしたら、不安とか、そういうことしかおっしゃらなかったです。無気力とか不安とかって現象だと思うんです。原因がほかにあって、その結果不安とか無気力になって、結果学校に行けないになるので。その大元の原因を文科省はわかってないんだなって。現状わかってないってことは、効果的な対策をとれないのかなって思いながら聞いていたんですけれども。

あと、一ついいですか。

今日、NHKで新宿西小学校の例をやってみました。

まずは、成績表を無くしました。そして、宿題やらないといけないっていうのを無くしました。そのために、テストを無くしました、ということをやってみました。

問題課題とかいろんなことあるかもしれないんですけれども、まずはやってみるのがいいと思います。初めからそんなことできないよっていうんじゃなくて、どんどんいろんな学校でユニークな取り組みを進めていただきたいと思います。

子どもたちには楽しく、特に小学校低学年とかは学校行って楽しいって思ってもらわないといけないので。気力やる気、その生きる力ってのが大事だと思います。

指 導 課 長

ありがとうございました。

冒頭、委員の方から頂戴したヤングケアラーのところなんですけども、実際にこのひとり親家庭のお父さんのお世話をお子さんが積極的にやっていたかというところ

については、あまり詳しい報告は受けておりません。客観的に見て、そういった傾向にあったんじゃないかなというふうに思われます。

今年度に入ってから、目黒議員から、福祉部局と教育委員会とはどういう連携で、そういったような調査であるとか、実態について把握をしているのかというような質問をいただいて、答弁をさせていただきました。

学校現場の方では、教職員へのヤングケアラーに関しての研修、国や県の方から資料が来ております。こういった資料かといいますと、こういったお子さんがクラスの中に居ませんかっていうような、いわゆるケアラーが疑われるような事例がいくつか書いてある資料なんですけども、それをもとにしながら、担任をしているクラスを振り返ってみてくださいっていう研修と、プラス、以前から土浦では1ヶ月に1回、必ず生活アンケートということで、子どもたちと向き合って、教師、担任がお話をするという時間を設けてるんですけども、その時にずばりヤングケアラーなのというような話はできませんが、それを匂わすようなところは、探りを入れながら、もしかするとという場合には、学校の中で管理職に報告し、そこから教育委員会指導課に話が上がり、それをこども包括支援課にも情報共有しながら、次の策をどう講じるかっていう打ち合わせを進めるような連携は図っておりますという答弁をさしていただいておりますので、今後も、そちらの方は続けていながら、ケアラーが原因でもし不登校になってるお子さんがいる場合には、救っていききたいのと、福祉部門と協力しながら連携してやっていきたいと思っております。

2点目の文科省の担当者の方から、不安であるとかそういったところから不登校が多いという話ですが、これは現場にいる、私たちも、不登校の原因が不安っていう、ものすごいざっくりとした括りだけで取り出されてしまうってことには、若干違和感がありますけれども、ただ細かく見ていけば、何かが見えてくるのかっていうとそうではなくて、やっぱり、様々な原因が複雑に絡み合っていて学校に登校できなくなっているっていうのが現状で、釣りでいうと、お祭りって言って糸がグチャグチャになってしまったのを最終的には全部ほどいて釣りを再開しなくちゃならないんですけど、そのこんがらがってる部分がどこなのかっていうのを見つけていくのに時間もかかりますし、テンションかけ過ぎるともうほどけなくなってしまうかもしれないし、緩めたからといってそれでほどけるのかっていうとほどけるといってことでもなくて。本当にいろいろな人がいろいろな立場から関わらないと、こういった不登校の問題っていうのが、前には進んでいかないのかなっていうふう思うところがあります。

そのこんがらがっているものをほぐす一つのやり方に、委員がおっしゃっていた学校が楽しいところであるべきだっていうのは確かにあると思っております。

今の学校が、本当に心の底から子どもたちが楽しんでいるのかって言われたら、みんな楽しいとは多分言わないんじゃないかなと思うところは、我々、この立場で見ても感じるころはあります。子どもたちが楽しいと思う、教師が子どもたちはこうすれば楽しいんじゃないかなって思うことのズレであったりとか、ギャップもあるかと思っております。今の子どもたちは本当にたくさんの情報から選んで、自分に好きな情報だけを収集するっていうような、そういうスキルに長けているので、面白いテレビ番組であるとか、ドラマであるとか、あとは動画サイトの動画であるとか、そういったものの情報に教師の方がついていけないというような状況もあるのかなというふうには思います。

ただ、子どもたちが安易に楽しい面白いと思う内容が、学校現場の中では人権に配慮されていないような、誰かをいじって面白がってしまうとか、そういうような事案なども多々見られる。

こういった楽しいが、学校で求められるのかというのは、やっぱり学校現場でも、校長はじめしっかりと研修していかなければならないでしょうし、授業研究を各担任が一生懸命やらなきゃならないでしょうし、そのために教育委員会の指導課として、指導をしていかなければならないのではないかと考えておりますので、委員がおっしゃってるように学校が楽しいところであるっていうのは、大原則大前提だと

思います。そういったところを、もう一度見直しをしながらやっていけたらなというふうに思います。

高橋委員

すいません。よろしいですか。

面白いとか楽しいっていうのは、表面的なことではなくて、できなかったことができるようになったとか、わからなかったことがちょっとわかったとかですね、そういうことなんです。アハ体験みたいな。

表層的なことではなくて、例えば一つのことを広く浅くだけでなく、深く掘り下げてみる、夏休みとかに、課題じゃなくて好きなことを一つやってみるとか、否定しないでやらせてみる。どうやったらやれるかなとかね、自己肯定感が持てるような、そういう指導をぜひやっていただければ嬉しいなと思います。

子どもたち一人一人の目がキラキラするみたいだね、そういう瞬間っていうのをぜひ作って欲しいなと思います。

教 育 長
指 導 課

指導課長。

楽しい面白いというのが表層的なものではなくて、もっと掘り下げたものでやるということをおっしゃっていただいて、その部分については自分も十分把握しているつもりです。

子どもたちと教師でズレがありますっていうふうに申し上げたのは、まさにその部分で、教師が子どもたちに感じさせたいのが、なるほどっていうそういう気持ちを、いわゆる知的好奇心でいろいろ物事を考えていくことの楽しさとか、それをもとに、自分から自発的に行動して調べ物をしたりなんなりしていったらば、今まで繋がらなかったものが体系的に繋がって、そういうことだったんだっていう体験。そういったことが教師が考える学校の学習の楽しさであると思ってるところなんです。なかなか指導が思うように届いていなくて、子どもはその表面的な楽しさ、面白さっていうところに、どうしても意識がいつてしまう部分がありますので、そのところは、委員おっしゃるように、学校教育の根幹なのかなと。自分から主体的に学ぼうとする意欲を身につけさせないことには、卒業証書をもらってもただの紙になってしまいますので、本当の意味での卒業はそういったようなスキルという意識を子どもたちに体得させて、卒業させて次の教育機関に上げていくことが大事だと思いますので、そのところは、もう一度しっかりと、どのように研修だと詰めばいいのか、どういうふうに伝えていけばいいのかってことを、指導課としても検討していきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

教 育 長

はい。

鈴木委員。

鈴木委員

臨床心理士とかカウンセリングとかの専門職を採用するような予定はないんですか。

教 育 長

田上課長。

指 導 課

臨床心理士の方、カウンセリング専門の方という形では、茨城県でスクールカウンセラーで採用されている方々は臨床心理士の資格を持っている方が採用されていて、その方々が各市町村に派遣という形で、毎年希望を出して、その希望、その市町村の学校の規模感に合わせて、スクールカウンセラーを配置していただくという事業がございます。

まず、突発的な非常に痛ましい事故であるとか、子どもたちが動揺してしまうような事案が起きた場合には、緊急スクールカウンセラー派遣事業ということで、プラスアルファで、その学校の方にスクールカウンセラーを派遣していただくという事業は、県の方ではございます。

市では、心の教室相談員と教育相談室の相談員という形で、二つの体系で相談員を配置しているところです。こちらにつきましては、教員の免許であるとか臨床心理士の免許であるとかについては、必ずしもなければならないということではなく、有していただいていると非常に助かりますというご案内で任用はさしていただいています。実際に心理士の免許を持っている方は複数名いらっしゃいます。

鈴木委員

そういう方たちは、親御さんや困ってる方がいて相談したいっていうので、相談を受ける形になるのでしょうか。積極的に不登校の方に出向いていって接するっていう感じではないのでしょうか。

指導課

はい。

県の規定で派遣されてくるスクールカウンセラーの方々は、各配置校というところが決められていて、その配置校が相談室という形になります。

そこに相談を受ける方が、お子さんであったり保護者の方であったりが来て、もしくは電話で相談を受けていただくという形になっていて、各家庭の方に家庭訪問してというような形は、ルール上とれないことになっているので、学校としてはできる限り多くの方々にスクールカウンセラーのカウンセリングを受けていただきたいと思っているので、計画的にお声掛けをさせていただいて、なるべく時間の都合のいいときで構わないのでということで、予約調整などを間に入って、生徒指導主事とか養護教諭であるとかが行って進めているという現状がございます。

鈴木委員
教育長
福島委員

わかりました。

福島委員、どうぞ。

はい。

二つお願いします。

まず、通常教室に復帰できた生徒が24名いるということで、とても上向きでいいなと思いました。数の話だけではなくて、先ほど出てきました事例については、横での共有をしていただいて、こういうような対応や手だてがうまくいったよと共有していただきたいと思います。

それから、先ほど高橋委員の方から、学校の立場としては本当に耳の痛いお話をいただいて、本当にそのとおりだなと思います。

やっぱり、教育は人なりって昔から言うとおりに、本当に人なんですよね。どんな教育を校長が立てようと、やっぱりその教室で出会う先生の魅力っていうのは、それに勝るものはないので、具体的な話で言うと、1人の子が、良い先生が3人いるんだ、A先生は宿題出さないからいいんだって、B先生はやさしいからいいんだ、C先生は、この先生をやっぱり私目指すべきだと思うんですけども、教室が面白いからいいんだって。

やっぱり先生の心、ユーモアとかじゃなくて、その面白さっていうのを先生たちが自覚して、そういう教室を目指すぞっていうふうに、一人一人の研修意欲だとか、人間性だとか、そういうことを磨いていくっていう努力をしていくしか方法はないのかなっていう気がしますので、私もできるところで、そういうような話をしていければなと思います。

意見ではございません、感想です。

教育長
指導課

田上課長お願いします。

はい。

ありがとうございました。

一つ目にお示しいただいた情報共有の件なんですけども、こちらは実際に担当者会議ということで、各学校の主にフリースクールの担当者同士が、事例を持ち寄って、こういう好事例があったよと共有化を図った結果、少しずつ増えていった実績もあったので、その共有化は今後もしっかりとやって、課題となるような、気をつけなければならないような事例も共有しながら、今後も充実させるように進めていきたいと思っています。

ありがとうございました。

教育長

はい。

よろしいでしょうか。

では、続きまして、矢口議員のオーバードーズの質問について、指導課から引き続きお願いします。

指導課

指導課です。

資料⑫の27ページをよろしくお願いいたします。

矢口議員からの質問、大きい1番オーバードーズの現状と対策についての（2）番のご質問をいただきました。

オーバードーズとは、薬の過剰摂取のことで、若者たちの間で一般市販薬の乱用が急増しています。早急な対応が求められるところですが、本市における実態とこれからの対策について伺いますということで、その中でも（2）として、対策は行われてきているとは思いますが、オーバードーズは、今までの薬物乱用とは状況が全く異なっていることから、学校での教育が重要だと考えるが見解を伺うというものでございました。

質問の要旨・背景についてはご覧のとおりとなります。

答弁の方向性でございますが、国などの統計調査により、若年層を中心に風邪薬などの市販薬を乱用するケースが急増しているオーバードーズの状況をお示しします。国だけではなく、県の消防本部から統計として出されている数値もございましたので、当日の答弁では県からの数値等もお示しをしながら、オーバードーズの状況の方を答弁させていただいたところでございます。

当然、心のケアとともに、未然防止に向けた教育、予防教育の必要性があることをお伝えいたしました。

また、小中学校では、毎年長期休業前に外部講師による薬物乱用防止教室の実施をしているところなんですけれども、オーバードーズについては、ここ近年、社会的な問題としてクローズアップされてきたという背景がございます。

市内の全ての学校で薬物乱用防止教室に、このオーバードーズについての周知を、今現在では盛り込めてはいない現状がございます。ただ、実際に盛り込んでいる学校の盛り込み方について例示をさせていただき、それとともに、実際にはこのオーバードーズに至ってしまっている方々というのは、10代といっても高校生以上のお子さんがほとんどの状況で、女性が多いというような統計があるんですけれども、今後、低年齢化し、だんだん下に下がってくるということは十分に考えられます。今年度、市内ではオーバードーズの対応をしたということで報告があったのは、中学校の女の子の生徒で1名実際におりましたので、軽いものでしたので病院に救急搬送というようなことにはならなかったんですが、ほぼ未遂のような形なんですけれども、ただ、そういうようなことをしようとしたという事案は実際にありましたので、そういった意味でも教育委員会としては、正しい認識を子どもたちや教師に持ってもらうために、先行事例を市内全校に広げていきたいと考えているところでございます。

また、中学生の事例もそうなんですけど、やはり心に不安を感じていたりとか、あとは多幸感を感じたいということで、このオーバードーズという形で薬の大量摂取に至っているケースが多いということです。スクールカウンセラーや心の相談員などを軸にしながら、相談活動、相談窓口の積極的利用を周知し、SOSに対応できるような支援も進めていきたいという答弁をいたしました。

この答弁の内容に先立ちまして、高橋委員からは先ほどありましたように、このオーバードーズっていうものに対しての現状の認識と、あと今後の対策のためにこういうことをするんだっていう明瞭化した方がよろしいんじゃないでしょうかというご意見。福島委員の方からは、保護者への啓発が重要になるのではないかと、薬物乱用防止教室は子どもたち対象で行っているところがほとんどであると思うけれども、保護者の啓発を行うことも必要なのではないか、ということでご意見を頂戴いたしました。福島委員からは、この問題がすぐに低年齢化する気がいたしますというご質問いただいたところなんですけれども、この保護者への啓発ということについては、しっかりと今後各学校に要請をしていきたいと思います。

違法ドラッグの問題は今後も重要なんですけれども、市販されている薬の管理や服用の管理であるとかは、保護者もしっかりと巻き込んで正しい理解を図ってもらわなければ、子どもたちが薬箱の中から薬を手にして、それを大量に飲んでしまうということが、日常の中にあるという危険性を保護者の方に知っていただく必要があ

ると実感しておりますので、しっかりと各学校から家庭にお示しをして、親子共々、教室を受けていただくような流れに持っていきたいと考えております。なお、答弁書につきましては、28 ページからお示しをさせていただいております。以上でございます。

教 育 長
高 橋 委 員

この件につきまして、ご意見ございましたらお願いします。
この問題は不登校とかですね、そういうことも繋がっていく部分があると思いますね。

例えば、学校に行けない辛さとかで、薬に手を出すってこともあるかもしれませんよね。命に関わる話ですから、きめ細かく対応していくしかないですし、事前の予兆もできるだけ早く察知するっていうことかなと思います。

担任の先生だけでなく、ほかのクラスの先生でも、大人の人が、この子どうなのかなって思ったときに、すぐ校長先生とか教頭先生とか相談したり、そこからすぐつなげる、すぐにほかの人と情報を共有できるような学校側の体制づくりっていうのも必要だと思います。先生方が何でも気が付いたことは、ほかの先生や校長先生に情報共有して、みんなでこう対応していきましようって。

ニュースの報道で、前から把握していたけれども、うまく警察に繋がらなかった、どこどこに繋がらなくて、最終的に不幸な結果になったというのがよくありますから、兆候を見逃さない、それを繋いでいくっていう体制づくりが大事だなと思っています。

これは感想です。よろしくお願いいたします。

教 育 長
指 導 課

はい。

続きまして、平石議員の質問について、指導課から続けてお願いします。

資料の⑫の 31 ページをご覧ください。

会派代表質問を公明党土浦市議団の平石勝司委員の方からいただきました。

大きい 2 番、台湾台南市との教育交流について、という質問をいただきました。

友好交流を締結した台湾台南市と時代を担う子どもたち同士の教育交流について、今後どのように進めていくのかというものでございます。

質問の要旨・背景については、記載のとおりでございます。

市長答弁でございますが、答弁の方向性ですけれども、初めに、昨年台湾台南市と友好交流協定を本市土浦市が提携するに至った経緯を説明を答弁しました。

また、昨年 7 月には協定後初めて、本市の市議団を含めて訪問団が台南市を訪問し、直接、台南市の市長と接見をして、交流を深めるための様々な協議を行い、今後は多くの市民に直接台南市の魅力について触れる機会を設けたいと考えていることをお伝えしました。

台南市との教育交流につきましては、本市が掲げております第 9 次土浦市総合計画基本目標 5 の「多様性を認め合い、包容力を育むまちづくり」に繋がる取り組みであると認識していることから、今後、本市の多くの子どもたちが台湾に赴き、長期的な友情を築くことができるよう教育交流を早期に実現させたいと考えていることを答弁いたしました。そのための台南市当局との協議も重ねていく、また実際に現在行っていることも答弁をなされました。

次代を担う本市の子どもたちに、国際的な視野を広げるための文化や伝統、習慣を理解し尊重する心や友情を育むために、台南市との教育交流をしっかりと進めていくことを答弁させていただきました。

再質問、そのほかは特にはございませんでした。答弁は 32 ページ以降に載せさせていただいております。以上でございます。

高 橋 委 員

質問なんですけれども、パルアルト市への出発の式典を市長が Facebook にアップされてましたけれども、行けるのは一部の学生だけじゃないですか。そうじゃなくて、パルアルトも台南市にしても、普通の授業で、例えば地理とかいろいろありますよね。一つピックアップしてやってみて、全部の児童生徒がそういうことに興味を持っていただく機会があるといいなと思います。

ビデオとかね、実際の視覚とかで見たり知ると、好きになるんですよ。それで、もっといろんなことを知りたいとか思うことがあるので。

私も台湾に行ったことがあります。その時に初めて台湾がすごく自転車産業がすごい盛んで、ツールドフランスに出るような自転車を作っている会社が台中あたりにあって、自転車ロードやシェアサイクリングがすごい整備されていて、すごいなと思いました。

やっぱり知ること、世界がどんどん広がっていくことがあると思いますので、ぜひ一つのきっかけとしていただければなと思っています。

よろしくお願いいたします。

教 育 長
指 導 課

指導課長、どうぞ

ありがとうございました。

今高橋委員からお示しをいただいた部分がまさに市長が求めている台湾台南市との教育交流の目的なのかなと思いますので、そういったところを、行く子どもたちだけではなくて様々な子ども達、給食センターでは台湾給食なども実施をしていただいているところで、子どもたちも台湾に対しての興味関心が高まっておりますので、そういったところを軸にしながら、今後も展開していきたいと思います。

ありがとうございました。

帰国報告会もあるんですね。

教 育 長

なかなか学生のうちに行くってのは経済的な事情でなかなか厳しい子もいるかもしれないですけど、パルアルトから帰ってきたら帰国報告会をしていたり、台湾給食で給食センターも工夫をしてくれてるように、その情報共有、報告会を含めて、将来的に大人になった時に、いろいろな情報を見つけながら関心を持っていただくということが国際理解教育のきっかけになるというふうに思っていますので、お話あったとおり、いろんな角度からグローバル人材を輩出できるように考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、続きまして令和6年4月1付教育委員会の人事異動について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課

はい。

教育総務課でございます。

報告事項の2番、令和6年4月1日付教育委員会の人事異動についてでございます。資料は⑬をお願いいたします。

土浦市の人事異動につきましては総務部人事課の方で総括して行っておりますが、このたび、教育委員会の事務局職員の人事異動の内示につきまして、教育委員会臨時会を開催する暇がございましたことから、別紙のとおり報告をさせていただくものでございます。

ご覧になっていただいたとおりでございますので、説明は時間の関係上、割愛させていただいて、見ていただくという形にさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

教 育 長

はい。

人事の内示がございまして、このような状況でございますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

ご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項の2番、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施結果について、教育総務課から説明をお願いします。

塚本課長。

教育総務課

はい。

教育総務課でございます。資料は⑭をお願いいたします。

（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施結果について、ご報告をさせていただきます。

このたび、3月4日に実施いたしました第3回プロポーザル選定検討委員会において、4社からの技術提案書についてのヒアリングを行った上で、審査及び評価を実施しまして、契約候補者の特定をいたしました。

1の最優秀者でございますが、2の評価結果においてはB社になります。

株式会社楠山設計と株式会社須藤設計とのJV共同企業体であります、楠山・須藤特定業務共同企業体でございます。

2の評価結果につきましては、4業者からの応募があり、各評価点につきましては記載のとおりでございます。

3の選定検討委員会委員についてでございますが、学校教育施設環境の有識者でございます、教育環境研究所所長である長澤氏を委員長とする、記載の5名で構成してございます。

4の日程についてでございます。

昨年11月にプロポーザル実施要綱等の告示を行った後、3回のプロポーザル選定検討委員会を実施いたしました。

第1回は12月15日に実施し、応募要領の内容等の検討を行ってございます。

また、1月10日の第2回プロポーザル選定検討委員会では、一次審査として、参加表明書の審査及び技術提案者の選定の検討を行いました。

3月4日の第3回プロポーザル選定検討委員会については、一次審査として、各社による技術提案書のプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを行った後、審査評価を行い、契約候補者となる楠山・須藤特定業務共同企業体を選定することを全会一致で決定いたしました。

その結果については、3月6日にホームページに公表を行ってございます。

この設計業務委託期間でございますが、管財課の契約手続き完了後から令和8年2月20日までを予定してございます。

私からの説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの件で、御質問、御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 よろしいでしょうか。

続きまして、土浦市スポーツ大会出場報奨金交付要綱の制定について、スポーツ振興課から説明をお願いします。

スポーツ振興課 資料の⑮の1をお願いします。

土浦市スポーツ大会出場報償金交付要綱の制定についてでございます。

これまでスポーツ大会に関する補助金等は、市立学校児童生徒各種大会参加補助金やスポーツ協会激励費がございましたが、アマチュアスポーツに出場する市民に対して、その出場をサポートするために資金の一部を支給する制度として運用して参りました。

しかし現行制度では、補助の対象となる競技がスポーツ協会や中体連の加盟に限るなど限定されているなどの課題がありました。

また、昨今部活動以外のクラブチームにて活動する子が増えるなど、スポーツで活躍する場も多様化しており、それに伴い現在窓口となっている学校の負担が増えてしまっているという課題もございます。

そのような課題解決のために、補助金の対象者をより広く、公平に支給することを目的に、現行の補助金のあり方をわかりやすく整理し、新たな要綱を制定するものでございます。

また、これまで学校が窓口になっていた部活以外の、児童生徒の個人参加競技はスポーツ振興課の窓口に変わりますので、学校職員の事務負担も軽減されることとなります。

支給対象者は、土浦在住の方で、対象大会は予選会等を経て出場する関東大会以上、いわゆる国際、全国、関東大会ですが、関東大会に限っては中学生以下を対象とします。

支給する金額は、一人あたり国際大会 2 万円、全国大会は 1 万円、関東大会は 5 千円です。ただし、団体の場合は 10 名分を限度とし、同一者の申請は年 2 回を限度とします。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日からです。

次頁以降には要綱を添付いたしましたが、説明は割愛させていただきます。

説明は以上です。

教 育 長 この件について、ご質問ご意見ございますか。

高橋委員。

高 橋 委 員 関東大会は中学生以下を対象とするということで、全国大会と国際大会は年齢制限がないということですか。市民全体に対して支給するということですか、全国大会といっても、本当にいろんな大会があるので、どこまで対象にするんでしょうか。

教 育 長 寺崎課長。

スポーツ振興課 かい おっしゃるとおり、競技団体に加盟している競技とか、そのほかの民間の団体とか

いろいろあるんですが、ただ今回の制定では、大会の種類にとらわれずに、予選会を経て選ばれた大会が対象ですから、いきなり全国大会に出るような大会は対象としません。

高 橋 委 員 今回はスポーツですが、スポーツ以外で文化的な大会の補助金はあるんですか。

教 育 長 中澤課長、お願いします。

文化振興課 はい。

現在のところでは、文化関係での助成的なものはありません。

文化振興課で助成を出したのは、全国大会で二つありまして、NHKの音楽コンクールと合唱コンクールです。

二小につきましては、一昨年、今年度とNHKの合唱コンクール全国大会に出場しております。一昨年は神戸、今年度は九州で開催でした。

予算の方は、年間予算 12 万しか見ておりませんので、足りない部分は、財政当局と相談しまして、予備費で対応してございます。

高 橋 委 員 文化的なことでも、個人で全国大会や世界大会に行く方もいるので、そういう方にも対象を広げて欲しいなと思います。

教 育 長 スポーツに限らず、そういった個別案件が出たときには、先ほどの二小の件のように、柔軟に対応できる構えは常に持っております。

ほかに、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

では、報告事項は以上となりますので、次第の 5 番、そのほかに移ります。

そのほかの 1 番、第 34 回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについて、スポーツ振興課から説明をお願いします。

スポーツ振興課 ——第 34 回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについて説明——

教 育 長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

本日の案件は以上となります。次回の定例会等の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課 ——次回の定例会日程等について案内——

教 育 長 ただいま日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。それではよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和 6 年 3 月の教育委員会定例会を閉会いたします。

